

### Ⅲ 活動の実際

#### 1 部活動指導者の役割

顧問を依頼されたとき、顧問を受けるかどうか悩むかもしれない。また、顧問を引き受けたとしても、担当する種目が専門外の場合や、これまでに運動部活動の経験がない場合は、自分に指導できるかどうか不安を抱くこともあるだろう。部活動は、学校長の指導のもと、学校の教育目標や運営方針を踏まえ、学校全体として推進していくことが大切である。決して一人で悩まず、学校の他の教職員や保護者、さらには学校外のスポーツ関係者（外部指導者や地域スポーツクラブ等）などの協力を得て、一緒に話し合い、支え合って生徒の夢を実現させることが大切である。

指導者がすべきことは、生徒自身が自主的・積極的な行動に取り組むための環境づくりである。そこで、生徒が自立（自律）し、自ら進んで取り組むようにするために、「PATROL」を試みよう。

#### Process : 「結果ではなく、経過を重視しよう」

結果を評価するのではなく、その行動や言動を重視しよう。どんな結果であろうとも、結果に至るまでの努力や行動があったはずである。いい結果が出たときも悪い結果が出たときも、生徒と一緒に原因を考えてみよう。

#### Acknowledgment : 「承認しよう」

生徒の意思を尊重し、その行動や言動を承認することが重要である。自らの存在を認められることが、生徒にとって大きな励みとなるのである。

#### Together : 「一緒に楽しみ、一緒に考えよう」

何よりも指導者自身が楽しくなければ、生徒も楽しくない。生徒ともにスポーツを一緒に楽しもう。

#### Respect : 「尊敬しよう、尊重しよう」

年齢、性別に関係なく、すべての人を尊重する気持ちをもとう。10人いれば10人の個が存在する。生徒の個性を尊重しよう。

#### Observation : 「よく観察しよう」

生徒をよく観察しよう。体調は万全か、悩み事はないか。見ていなければわからない。「見られている」ことで生徒は安心するのである。

#### Listening : 「話をよく聴こう」

自分が話すより、生徒の話を聞く時間を多くとるように心がけよう。指導者が「なってほしい生徒」ではなく、生徒自身が「なりたい」自分を意識し、気づかせるためには、生徒自身にたくさん話す機会をつくってあげよう。

## (1) 生徒の活動を支える顧問

### ① 部活動顧問の魅力・やりがい

部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流でき生徒指導面でも重要な役割を果たしている。日々の部活動において生徒と同じ目標をもち一緒に汗を流し、話し合い、励まし合い、高め合っていくことで、授業とは異なる人間関係や生徒理解を深めることができる。部活動を通して、日々成長していく生徒の充実感あふれる姿に直接触れることができることは、部活動の顧問ならではの魅力でありやりがいではないだろうか。

### ② 部活動顧問を引き受けるにあたって

初めて顧問を引き受けるとき、あるいは初めてではなくても経験のない競技を受けもつときに心配なことは、「自分に指導できるだろうか」「どんなことを、どのように進めていけばよいのだろうか」ではないか。また、校務のことや家庭のことを考えると「校務分掌や授業における十分な責任が果たせるだろうか」「自分の時間がなくなるのではないだろうか」等様々な思いが部活動顧問を引き受けることを躊躇させるかもしれない。そのようなときには、学校長と十分に話し合い他の職員や外部指導者の協力体制を築き、自分にできることを積極的に実践することから始めてみよう。

### ③ 「自分には指導できないかもしれない」と思うその前に

誰でも「はじめての顧問」「経験のない競技」は指導できないと思うことがあるだろう。そのようなときには、担当した部の前任の顧問に、これまでの指導方針や活動状況、部員の様子、さらには様々な手続きなど部活動全般について聞きおおよそを把握しながら、実践することから始めると良い。具体的な活動場面では、顧問が最初から最後まで指導することが基本であるが、状況によっては、少しでも生徒の活動の場に出て、生徒にその日の活動内容や注意事項を的確に指示し、励ましの声をかけてやるだけでも生徒は喜んで自主的に活動すると思う。

また、指導していく上で分からないことがあれば、その都度身近にいる同じ学校の教員に相談したり、同じ種目を指導している他校の顧問や競技団体の関係者などと積極的に交流したりして徐々に指導力を高めていけばよいだろう。数多く出版されているスポーツの専門書を顧問自ら参考にしたり、指導法に関する研修会や講習会に参加したりするなど、顧問自身が指導力を高めていく努力も大切で、その積極的な姿勢が生徒に大きな影響を与えることだろう。

さらに、生徒同士がお互いに教え合い、学び合うことも大切である。先輩から後輩へ練習の仕方や指導法について伝えたり、専門書を使って思考錯誤しながら技術を身に付けたりしていくことは、生涯スポーツ社会における部活動の大切なねらいの一つでもある。

指導力は徐々に身につくものだと思う。目の前の生徒のために自分ができることは何かを考え、まずはできることから始めることが大切である。指導者自身も生徒とともに成長するのが運動部活動ではないだろうか。

## 参考文献

- ：財団法人日本体育協会「21世紀のスポーツ指導者 望ましいスポーツ指導者とは」
- ：鹿児島県教育委員会「運動部活動の手引き」

## (2) 具体的な顧問の役割

### ① 学校の教育活動としての部活動指導

顧問会議へ参加し、学校長の指導のもと、顧問間の連携に基づき組織的に運動部活動を運営していくことが、生徒の夢と希望を実現させることにつながりと考えられます。顧問会議は単なる連絡調整の場ではなく、生徒が活発に活動を展開するための運動部活動の内容と方法（活動方針、予算、活動日数や時間、施設、顧問の配置、外部指導者の活用など）を定期的に検討する組織として機能させることが大切です。さらに、顧問会議で協議・決定されたことは職員会議などで提案・報告し全職員の理解と協力を得られるようにしましょう。

### ② 目標の設定

それぞれの運動部活動は、部員が共通のものとして理解し、認めることのできる部の目標を設定すると同時に、個人の目標も設定することが大切です。また、具体的な練習計画と目標との関連が確認できるようになっている必要がある。

#### 《 留意事項 》

- ・ 学校の実態や部員の実態に則して目標をたてる。
- ・ 部活動の目標を明確にし、部活動生へ十分に理解させる。

### ③ 運動部活動組織の管理

キャプテン、顧問を中心として、役割を分担して、部の組織を確立することが大切です。この組織を通して相互の信頼関係をつくり、目標達成に向けて個々の行動を助長し合い、規制し合うように運営する必要がある。

#### 《 留意事項 》

- ・ 顧問は生徒の生活指導全般を見据えて指導する。
- ・ 顧問は部員の行動（欠席の理由等）も十分に把握する。
- ・ キャプテンを中心に練習できるような体制を確立する。
- ・ キャプテンを中心に部会（ミーティング）を開催・運営し、部員同士や部員と顧問がお互いの意見や考えを交換できる場を定期的を開くと部活動運営がより充実したものになる。

### ④ 年間活動等の計画の作成

【資料14参照】

計画的、組織的、合理的な練習によって大きな成果が期待される。そのためには、年間計画、月間計画、週間計画などの活動計画が必要になる。計画を立案する主体は顧問であるが、生徒の実態を十分考慮する必要がある。また、計画を実践していく中で、見直しや修正をしていくためには日誌等の記録に残すことも大切になってくる。

### 《 留意事項 》

- ・ 学校の年間計画・行事計画、年間の各種大会への参加・練習試合の計画等を十分考慮し生徒や保護者の負担にならない計画を立てる。各種大会や練習試合の参加については、参加計画を提出し、学校長の承認を事前に受ける必要がある。
- ・ 年間計画に基づき、月・週・一日の練習計画へと具体化させることが、活動をより充実させることにつながる。
- ・ 一日の練習計画も顧問とキャプテンとの連絡を密に、充実した内容にするために部活動日誌等の活用をさせる。
- ・ 部や個人の課題を明確にし、その解決を図るような内容も積極的に取り入れる。
- ・ 生徒一人一人の能力に応じて、練習内容（メニュー）を工夫する。

#### ⑤ 部員の健康管理

体育やスポーツ活動では、けがや事故の危険要因は常につきまとう。だからといって消極的になるのではなく周到な計画の元に日々の活動を実践することが大切である。万が一けがや事故が起こった場合でも、学校長を中心とし保健室や病院との連携がとれるよう危機管理体制を築いておく必要がある。けがや事故のない部活動運営を目指すために、顧問は部員一人一人の日頃の生活を観察し、健康状態を十分に把握して、無理のない計画をたてることも重要である

### 《 留意事項 》

- ・ 生徒の健康状態を常に把握し、無理をさせない。
- ・ 自分自身の能力を理解し安全を確保するとともに、他人の安全にも十分に配慮できるようにさせる。
- ・ 競技・種目に応じた技能の向上が、直接的・間接的に事故防止につながることを十分に理解させ技術を向上させる。
- ・ 指導者自身がスポーツでおこる障害を理解し、スポーツ障害の予防に努めるとともに、応急手当の仕方を身につけておくことが大切である。
- ・ 生徒の生活状況や疲労を考慮し、積極的に休養日を設定する。

#### 【運動部における休養日等の設定について】

- 生徒は、技能の向上や試合等で好成績をあげたいと思うあまり、ややもすると練習をしすぎる傾向にあります。顧問としては、生徒の発育・発達段階を十分に考慮して、スポーツ障害が生じないような練習計画の立案に心掛けることが大切である。最近の医・科学の研究によると、週当たり1～2日休養を設けることが、生徒の身体的・精神的疲労の回復に極めて有効と報告されている。そのため、中学生期には1～2日程度の休養日を設定することが効果的です。

「休養するのも練習のうち」を考え、部員一人一人の自由時間を確保し、心身のリフレッシュを図ることが次の練習効果を高めることとなります。

⑥ 事故防止と安全指導（施設、用具の安全確認や活動のルールの徹底）

顧問は危険の要因や事故発生の要因を踏まえ、事故を回避するための方法や対策を検討し実行することが重要である。単に「危ないから気を付けよ！」的な注意ではなく、具体的な方法を提示することが求められる。部活動中の事故事例の分析によると、「活動の場の安全への配慮不足」、「活動の道すじが不明瞭」、「内容・課題が自己の能力の実態に合わない」等が事故発生の要因と考えられている。

《 留意事項 》

- 活動の場の安全が配慮されていない
  - ・ 不要な道具や危険物等……不必要な器具、ガラスの破片、空缶等
  - ・ 生徒の動きの方向が交差している……約束事の不徹底等
  - ・ 用具の配置が不適切……距離や空間の確保等
- 活動の道すじが不明瞭……内容・方法の不徹底等
  - ・ 自分や仲間が何をするのか分からない
  - ・ 手順が不明で予測できない
  - ・ ルール・きまりが不徹底 など
- 練習の内容・課題が自己の能力の実態に合わない
  - ・ 未熟な段階での高度な技への挑戦 など

⑦ 技術指導

学校における部活動では、顧問が技術指導を行うことが原則ではあるが、すべての顧問に十分な技術指導ができることを求めても無理がある。しかし、技術や知識が十分でなくても、練習の場に立つことは最も大切なことである。

《 留意事項 》

- ・ 専門ではなくても、生徒と共に練習に参加することが最も重要である。
- ・ 指導していく上で分からないことがあれば、身近にいる同じ学校の教員に相談する。
- ・ 同じ種目を指導している他校の顧問や競技団体の関係者などと積極的に交流して指導力を高める姿勢が必要である。
- ・ 顧問にとって負担かもしれないが、スポーツの専門書を顧問自ら参考にしたり、指導法に関する研修会や講習会に参加し生徒と共に学んでいく姿勢が技術指導につながる。
- ・ 練習試合、対外試合などの後、反省をさせ、今後の課題をもたせて練習に取り組ませることも大切である。
- ・ 生徒同士がお互いに教え合い、学び合うことも大切。先輩から後輩へ練習の仕方や指導法について伝えたり、思考錯誤しながら技術を身に付けていくことができるように練習を工夫する。

⑧ 保護者会（部活動後援会）との連携・調整

生徒一人一人の活動をより充実したものにするために、家庭・地域をトータルにとらえるときに保護者の理解と協力は不可欠である。保護者会（部活動後援会）ができたことで、時に活動が過熱化するという問題もあるが、顧問、保護者という立場から、お互いが共通して話し合う場を大切にすることは、相互の信頼関係を深めていくことにもつながる。

《 留意事項 》

- ・ 生徒が活動しやすいような協力体制をつくる。
- ・ 顧問の意見をいれながら保護者会のあり方・役割を整理する。
- ・ 顧問は定期的な部活動参観や部活動通信（ニュース）の発行を企画し広報活動を行う。
- ・ 練習内容や指導方法について納得がいかない場合は、部活動担当または「教頭、校長」に相談する体制を学校全体で整える。
- ・ 選手選出・起用・試合運びに関しては、顧問が日頃の練習や生活態度の状況を考えて起用することを学校の部活動運営方針として十分理解させる。
- ・ 保護者会（部活動後援会）は勝つことに執着し、生徒の健康面や学校の行事に支障をきたすことのないようさせる。
- ・ 外部指導者の承認・申請は学校長が行うことを理解させ、外部指導者を保護者会（部活動後援会）が決めて指導させないようにする。
- ・ 学校に対して、保護者と外部指導者で高校入試に関する意見（推薦や可否）を述べることをないようにさせる。
- ・ 連携はとれているが、生徒にとっては顧問、保護者、外部指導者と複数いるので、誰の指導を聞いていいのかとまどわせてはならない。（顧問が未経験の場合、顧問の指示に従わない生徒が出てくるおそれがあり、生徒指導上大きな問題に発展することもある）

### (3) 顧問の留意事項

#### ① 過度な練習や体罰について

運動部活動は、個々の生徒が顧問の指導の下に、技能や記録に挑戦することは自然なことであるが、ともすると大会に勝つことのみを重視しすぎる勝利至上主義に陥りがちな活動でもある。あまりにも過度な練習を強いることや、厳しい指導を行うことが生徒の心身の成長に支障をきたしたり、本来楽しいはずのスポーツ活動から遠ざける誘因になることもある。このことは「生涯スポーツの推進」の観点からも好ましいことではない。

あわせて、顧問やコーチ(外部指導者を含む)が熱意のあまり、生徒に対して体罰を与えることはあってはならないことである。体罰は、学校教育法第 11 条で禁止されている行為である。部活動指導にあたっては、生徒の個性や能力に応じたきめ細かい指導を行うとともに、指導者一人一人が、体罰は絶対にしないという意識を持って指導することが大切だと考える。また、意欲を感じない部員や覇気のない部員を見て無性に腹立たしく思い、激しい言葉で生徒の人権を無視するような言葉をぶつけてしまわないように気をつける必要がある。

#### 学校教育法 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### ② ハラスメント行為について

HARASSMENT(Harassment)＝悩ますこと、悩み、悩みの種

「相手方の望まない働きかけ」

「相手方の望まない」＝「相手方が悩んでいる」という点に、基本的な視点がある言葉  
行為者の意図とは関係なく相手方がどう受け止めたか(相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたか)を示す問題のこと

#### ア セクシャル・ハラスメント

時に、教師のセクシャル・ハラスメント(以下セクハラ)についての報道を目にすることがある。部活動においてもセクハラの問題は存在しているのではないだろうか。セクハラとは気づかずに、セクハラもしくはそれに近い行為をしてしまうこともあるのではないだろうか。

セクシャル・ハラスメントは重大な人権侵害である。相手の嫌がる言動をしていないか、勝手な思い込みはないか、軽率な言動をしていないか、十分な注意が必要である。生徒に対し指導的な立場にあることを自覚し、その立場を不当に利用するようなことが無いよう、また、そのように思われないようにするべきである。

《部活動におけるセクシャル・ハラスメントと思われる例》

- 顧問教師が生徒や他の教師及び関係者（保護者等）を不快にさせる性的な言動。
- 生徒や関係者が他の生徒や関係者、教師を不快にさせる性的な言動。

◆性的な言動

性的な関心や欲求に基づく発言や行為で、性別役割分担意識に基づく発言等も含み、起こった場所は学校内外を問わない。

※ 性別役割分担意識とは、男は仕事、女は家事・育児等の性別による固定的な役割分担意識をいう。

◇セクシャル・ハラスメントと思われる発言例

- ・ 卑猥な冗談を言う。
- ・ 「胸が大きいな」など、容姿等を話題にする。
- ・ 体のスリーサイズ等の身体的特徴を尋ねる。
- ・ 「男のくせに根性がない」「やっぱり女にはむり」などと言う。

◇セクシャル・ハラスメントと思われる行為例

- ・ 部室や活動場所に卑猥な掲示物又は、性的な連想をさせる掲示物を貼る。（PC画面も同様）
- ・ 身体への不必要な接触を行う。
- ・ 必要以上に相手の体をじろじろ見る。
- ・ 性的な内容を含む電話をかけたり、性的な手紙、メールなどを送る。

イ パワー・ハラスメント

セクシャルハラスメントが性別をもとにしているのに対して、パワーハラスメントは性別にかかわらず起こるものであり、その被害者は精神的な傷害を被ることが多い。男女間でのパワーハラスメントの中には性的な行為が多く存在するために、パワーハラスメントの概念内にセクシャルハラスメントの概念も含まれると考えられる。

《部活動におけるパワー・ハラスメントと思われる例》

- 顧問教師が生徒や他の教師及び関係者（保護者等）を不快にさせる、立場的な優位性を利用した言動。

◇パワー・ハラスメントと思われる発言例

- ・ 人格を否定するような発言。
- ・ 頭ごなしに怒鳴りつけて反論を許さない。
- ・ 大勢の前で大きな声で罵る。
- ・ 「○○しないとレギュラーにしないぞ」等と言う。

◇パワー・ハラスメントと思われる行為例

- ・ 特定の生徒ばかりに、過剰な作業を強要する。
- ・ 本人の意思に関係なく、練習に参加させない等の措置をする。
- ・ 関係者（保護者等）に理不尽な要求をする。

### ③ 部活動における金銭面(会計処理)について

部活動に係る運営経費(各部が個別に徴収する部費等)は、保護者が負担している経費であり、学校徴収金に準ずる経費と考えられます。生徒・保護者から徴収する経費は、誰が見ても納得できる目的・内容・効果等のある支出でなければならず、預かったお金については決算報告を行う必要があります。会計処理を適正に行うことが、部活動運営の信頼につながるので、学校として、会計処理に関するガイドラインを設けて、どの部活動も同様の会計処理を行うようにしましょう。

#### ア 運営経費(部費等)の徴収について

運営経費(部費等)の徴収にあたっては、事前に文書で保護者あてに「通知」するようにしましょう。

また、現金を領収した際は、「領収書」を発行するようにしましょう。

#### イ 運営経費(部費等)の管理について

運営経費の管理は、銀行口座による管理を行いましょ。後援会や保護者会がある場合は、会計責任者を置き保護者会・後援会の管理とするとよいでしょう。会計責任者は複数で、後援会長や保護者会会長、部活動顧問と連携をしっかりとるようにしましょう。

#### ウ 運営経費(部費等)執行・出納について

原則として立替払いはせず、支払いをした場合は必ず「領収書」を受領するようにしましょう。また、「現金出納簿」に記載し、銀行通帳及び領収書と照合できるようにしておきましょう。

#### エ 保護者への会計報告

顧問(後援会や保護者会がある場合は、会計責任者)は運営経費(部費等)執行・出納について、会計監査を行い、総会等で説明するか「会計報告書」を保護者向けに文書で配布し、保護者会等で「会計報告」をするようにしましょう。

#### オ その他

帳簿類は関係書類を含め、顧問または、保護者会・後援会で保管し引き継ぐようにしましょう。そうすることで活動の見通し、会計の適正化が図れると思います。

#### 参考文献

- ：財団法人宮崎県体育協会及び組織団体における倫理に関するガイドライン
- ：神奈川県部活動指導ハンドブック
- ：大学におけるセクシャル・ハラスメント防止ガイドライン